

# 新潟市参照条文等

## 目次

新潟市ひまわりクラブ条例・・・・・・・・・・ 1

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則・・・・・・・・・・ 11

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抄）・・ 16

新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業実施要綱・・・・・・・・・・ 18

新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・ 23

○新潟市ひまわりクラブ条例

平成5年7月5日

条例第23号

(設置)

第1条 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の健全な育成を図るため、新潟市ひまわりクラブ(以下「クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 クラブの名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(休日)

第2条の2 クラブの休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日

(平16条例137・追加)

(開設時間)

第2条の3 クラブの開設時間は、小学校の放課後から午後6時30分までとする。ただし、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第7条に規定する小学校の休業日及び土曜日は、午前8時から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平16条例137・追加, 平19条例33・平20条例22・一部改正)

(対象児童)

第3条 クラブに入会できる者は、本市に住所を有する者で昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生までの児童とする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めた児童もクラブに入会させることができる。

(入会の手続)

第4条 保護者は、児童をクラブに入会させようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(入会の制限)

第5条 市長は、クラブの管理運営上支障があると認める場合は、入会の許可をしないこと

ができる。

(退会の届出)

第6条 保護者は、その児童をクラブから退会させようとする場合は、市長にその旨を届け出なければならない。

(利用料)

第7条 クラブの利用につき、入会の許可を受けた児童の保護者から、利用料を徴収する。

2 利用料の額は、児童1人につき、月額6,900円とする。

(平8条例15・平11条例18・一部改正)

(利用料の納付期限)

第8条 利用料は、当該月分をその月の末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までに納付しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納付期限とする。

(平9条例29・一部改正)

(利用料の免除)

第9条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第10条 既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、入会の許可を取り消し、又はクラブの利用を一時停止させることができる。

(1) 児童が第3条に定める入会の資格を失った場合

(2) 正当な理由なく利用料を滞納した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がクラブの管理運営上支障があると認める場合

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、クラブの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にクラブの管理を行わせる。

(平16条例137・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第13条 クラブの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、クラブの指定管理者として指定するものとする。

(1) 児童の平等利用が確保されること。

(2) クラブの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条に定める基準に従ったクラブの運営が可能であること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がクラブの設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(平16条例137・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) クラブの利用の許可に関する業務

(2) 第11条の規定による許可の取消し等に関する業務

(3) クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、クラブの管理上、市長が必要と認める業務

(平16条例137・追加)

(秘密を守る義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平16条例137・追加)

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平16条例137・追加)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例137・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(平12条例80・旧附則・一部改正)

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 2 黒埼町の編入の日から平成13年3月31日までの間、旧黒埼町区域にあるひまわりクラブの利用料の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、児童1人につき、月額6,000円とする。

(平12条例80・追加)

(合併に伴う特例)

- 3 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室町、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村(以下これらの市町村を「編入市町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)から平成17年3月31日までの間、編入日前の編入市町村の区域にあるクラブの利用料の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平16条例137・追加)

- 4 編入日前の編入市町村(白根市及び西川町を除く。)の区域にあるクラブ(新津第三ひまわりクラブを除く。)については、第12条の規定は、編入日から平成17年3月31日までの間、適用しない。

(平16条例137・追加)

- 5 新津第三ひまわりクラブ及び編入日前の白根市の区域にあるクラブの管理については、第12条の規定にかかわらず、編入日から平成17年3月31日までの間、なお従前の例による。

(平16条例137・追加)

附 則(平成5年条例第35号)

この条例は、平成5年10月4日から施行する。

附 則(平成6年条例第26号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第27号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(豊照ひまわりクラブに係る部分を除く。)は、この条例の施行の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成7年新潟市規則第59号で平成7年10月25日から施行)

附 則(平成7年条例第47号)

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第15号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第25号)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第29号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第46号)

この条例は、平成10年1月5日から施行する。

附 則(平成10年条例第31号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第41号)

この条例中、別表に上山ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成10年11月2日から、別表に太夫浜ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第18号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第27号)

この条例中、別表に竹尾ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成11年9月1日から、別表に濁川ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の改正規定は、平成12年11月6日から、第2条の改正規定は、平成12年11月27日から施行する。

附 則(平成12年条例第47号)

この条例は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第80号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第20号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第31号)

この条例は、平成13年11月1日から施行する。ただし、別表に赤塚ひまわりクラブの項を加える改正規定は、この条例の施行の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年新潟市規則第4号で平成14年3月1日から施行)

附 則(平成14年条例第43号)

この条例は、平成15年2月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第41号)

この条例は、平成15年11月17日から施行する。

附 則(平成16年条例第32号)

この条例中別表に坂井東ひまわりクラブの項を加える改正規定は平成16年9月1日から、同表上山ひまわりクラブの項の改正規定は平成16年10月18日から、同表桃山ひまわりクラブの項の改正規定はこの条例の公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年新潟市規則第7号で同17年2月16日から施行)

附 則(平成16年条例第137号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の際現に改正前の第12条の規定によりその管理を委託しているひまわりクラブの管理については、改正後の第12条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成17年条例第114号)

この条例中別表に巻北ひまわりクラブ、漆山ひまわりクラブ、松野尾ひまわりクラブ及び

巻南ひまわりクラブの項を加える改正規定は平成17年10月10日から、同表新通ひまわりクラブの項の改正規定はこの条例の公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年新潟市規則第7号で平成18年2月17日から施行)

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第49号)

この条例中第3条、第4条、第5条(新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例別表秋葉区の項の改正規定に限る。)及び第6条の規定は平成20年9月1日から、その他の規定は同年10月6日から施行する。

附 則(平成21年条例第38号)

この条例中別表松浜ひまわりクラブの項及び横越ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、その他の規定は公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年新潟市規則第70号で同21年9月6日から施行)

附 則(平成24年条例第34号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第57号)

この条例中別表中之口東ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、同表岩室ひまわりクラブの項の改正規定は平成24年10月29日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例中別表万代長嶺ひまわりクラブの項及び臼井ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、同表内野ひまわりクラブの項の改正規定は平成25年4月1日から施行する。  
別表(第2条関係)

(平5条例35・平6条例26・平7条例27・平7条例47・平8条例25・平9条例29・平9  
条例46・平10条例31・平10条例41・平11条例27・平12条例43・平12条例47・平  
12条例80・平13条例20・平13条例31・平14条例43・平15条例41・平16条例32・



平16条例137・平17条例114・平18条例71・平19条例33・平20条例22・平20条例  
49・平21条例38・平24条例34・平24条例57・平25条例1・一部改正)

クラブの名称及び位置表

名称	位置
鏡淵ひまわりクラブ	新潟市中央区白山浦2丁目180番地3
入舟ひまわりクラブ	新潟市中央区附船町1丁目4385番地1
桃山ひまわりクラブ	新潟市東区桃山町2丁目204番地
木戸ひまわりクラブ	新潟市東区中山4丁目2番6号
白山ひまわりクラブ	新潟市中央区川端町1丁目1番地
新潟ひまわりクラブ	新潟市中央区東大畑通2番町376番地
女池ひまわりクラブ	新潟市中央区女池5丁目2番46号
東中野山ひまわりクラブ	新潟市東区猿ヶ馬場9番地
真砂ひまわりクラブ	新潟市西区真砂4丁目9番30号
小針ひまわりクラブ	新潟市西区小針2丁目36番1号
新通ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東6丁目18番1号
有明台ひまわりクラブ	新潟市中央区文京町15番4号
万代長嶺ひまわりクラブ	新潟市中央区東万代町4番1号
東曾野木ひまわりクラブ	新潟市江南区曾野木1丁目4番2号
大形ひまわりクラブ	新潟市東区大形本町2丁目8番11号
五十嵐ひまわりクラブ	新潟市西区五十嵐東2丁目4番25号
西内野ひまわりクラブ	新潟市西区内野上新町11810番地
松浜ひまわりクラブ	新潟市北区松浜7丁目3641番地2
沼垂ひまわりクラブ	新潟市中央区鏡が岡5番5号
紫竹山ひまわりクラブ	新潟市中央区米山4丁目12番20号
内野ひまわりクラブ	新潟市西区内野山手2丁目18番36号
曾野木ひまわりクラブ	新潟市江南区天野2丁目7番2号
中野山ひまわりクラブ	新潟市東区中野山5丁目5番2号
山潟ひまわりクラブ	新潟市中央区弁天橋通3丁目4番1号
桜が丘ひまわりクラブ	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号
東山の下ひまわりクラブ	新潟市東区藤見町1丁目3番41号
下山ひまわりクラブ	新潟市東区太平2丁目18番地8

浜浦ひまわりクラブ	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1
江南ひまわりクラブ	新潟市東区江南5丁目1番地1
丸山ひまわりクラブ	新潟市江南区丸山300番地
坂井輪ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東1丁目2番2号
牡丹山ひまわりクラブ	新潟市東区上木戸3丁目14番30号
南中野山ひまわりクラブ	新潟市東区中野山863番地1
東青山ひまわりクラブ	新潟市西区青山261番地1
南万代ひまわりクラブ	新潟市中央区幸西4丁目1番1号
豊照ひまわりクラブ	新潟市中央区見方町2518番地
上所ひまわりクラブ	新潟市中央区近江3丁目2番1号
山の下ひまわりクラブ	新潟市東区山の下町8番55号
大淵ひまわりクラブ	新潟市江南区大淵1948番地1
鳥屋野ひまわりクラブ	新潟市中央区鳥屋野3丁目2番1号
笹口ひまわりクラブ	新潟市中央区笹口2番47号
上山ひまわりクラブ	新潟市中央区女池上山1丁目1番1号
太夫浜ひまわりクラブ	新潟市北区太夫浜1987番地
竹尾ひまわりクラブ	新潟市東区竹尾2丁目18番1号
濁川ひまわりクラブ	新潟市北区濁川284番地
立仏ひまわりクラブ	新潟市西区立仏950番地
山田ひまわりクラブ	新潟市西区山田2781番地2
大野ひまわりクラブ	新潟市西区大野町3140番地乙
赤塚ひまわりクラブ	新潟市西区赤塚2783番地2
坂井東ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東5丁目17番1号
新津第一ひまわりクラブ	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号
新津第三ひまわりクラブ	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地
白根ひまわりクラブ	新潟市南区白根1372番地
臼井ひまわりクラブ	新潟市南区臼井4483番地
根岸ひまわりクラブ	新潟市南区山崎興野2288番地
葛塚ひまわりクラブ	新潟市北区川西3丁目4番2号
早通南ひまわりクラブ	新潟市北区須戸1丁目1番地1
木崎ひまわりクラブ	新潟市北区木崎2973番地

葛塚東ひまわりクラブ	新潟市北区朝日町4丁目1番7号
小須戸ひまわりクラブ	新潟市秋葉区新保23番地2
矢代田ひまわりクラブ	新潟市秋葉区矢代田5596番地
横越ひまわりクラブ	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号
亀田ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田新明町1丁目2番29号
亀田東ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号
亀田西ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田緑町1丁目2番6号
早通ひまわりクラブ	新潟市江南区早通5丁目7番2号
岩室ひまわりクラブ	新潟市西蒲区和納2丁目21番36号
鎧郷ひまわりクラブ	新潟市西蒲区槇島611番地
曾根ひまわりクラブ	新潟市西蒲区曾根1195番地1
升潟ひまわりクラブ	新潟市西蒲区升潟2236番地1
味方ひまわりクラブ	新潟市南区味方1231番地1
潟東ひまわりクラブ	新潟市西蒲区美里424番地9
月潟ひまわりクラブ	新潟市南区月潟1419番地
中之口西ひまわりクラブ	新潟市西蒲区打越甲244番地
中之口東ひまわりクラブ	新潟市西蒲区小吉1100番地
巻北ひまわりクラブ	新潟市西蒲区竹野町163番地
漆山ひまわりクラブ	新潟市西蒲区漆山2648番地
松野尾ひまわりクラブ	新潟市西蒲区松野尾3032番地5
巻南ひまわりクラブ	新潟市西蒲区堀山新田1301番地
金津ひまわりクラブ	新潟市秋葉区古津88番地

○新潟市ひまわりクラブ条例施行規則

平成5年9月6日

規則第45号

※別記様式添付省略

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市ひまわりクラブ条例(平成5年新潟市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会の申請)

第2条 条例第4条の規定により、新潟市ひまわりクラブ(以下「クラブ」という。)の入会の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による入会許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則8・一部改正)

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、クラブの入会を許可する場合は、別記様式第2号による入会許可書を交付する。

(平17規則8・一部改正)

(退会の届出)

第4条 条例第6条の規定により退会を届け出ようとする者は、別記様式第3号による退会届を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則8・一部改正)

(利用料の免除)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより利用料を免除することができる。

2 条例第9条の規定より利用料の免除を受けようとする者は、別記様式第4号による利用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により利用料免除申請書が提出された場合において、利用料の免除を決定したときは、別記様式第5号による利用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

(利用料の還付の申請)

第6条 条例第10条ただし書の規定により利用料の還付を受けようとする者は、別記様式第6号による利用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第7号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第13条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則8・全改)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則8・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(生活保護等受給者に関する特例)

2 平成25年7月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「生活保護等受給者」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であった者に係る第5条第1項の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。

附 則(平成14年規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟市ひまわりクラブ条例(平成5年新潟市条例第23号)附則第4項若しくは第5項又は新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例(平成16年新潟市条例第137号)附則第2項の規定により市長又はクラブの管理の委託を受けた者がクラブの管理を行う場合における改正後の第2条から第4条まで及び別記様式第1号から別記様式第3号までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

附 則(平成17年規則第98号)抄

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成17年3月21日から、第2条及び次項から附則第7項までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第194号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の利用に係る利用料の免除申請及びこれに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成20年規則第50号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の新潟市ひまわりクラブの利用に係る利用料の免除及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年規則第74号)

(施行期日等)

- 1 この規則中別表備考に次のように加える改正規定及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成25年8月1日から施行する。

2 改正後の別表備考3の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

(平19規則194・平20規則50・平25規則34・一部改正)

特別の理由	利用料を免除する額
児童の保護者が生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合	全額
児童の保護者の前年度分市民税が非課税である場合	利用料に3分の2を乗じて得た額
児童の保護者の前年度分市民税の所得割の額(保護者が2人いる場合については所得割の額の合計額とする。以下同じ。)が10,000円未満である場合	利用料に2分の1を乗じて得た額
児童の保護者の前年度分市民税の所得割の額が10,000円以上235,000円未満である場合	利用料に3分の1を乗じて得た額
その他、市長において特に利用料の減免を必要と認める場合	その都度市長が定める額

備考

- 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母とともに保護者とする。
- この表に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」という。)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)があるときは当該扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額を、旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは当該特定扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 保護者が母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第25条第7号に規定する男子に該当する者である場合は，当該保護者の申請に基づき，地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし，同法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税額に基づいて利用料の一部を免除するものとする。



○新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抄）

平成 24 年 12 月 21 日

条例第 77 号

第 1 章 総則

（児童福祉施設における非常災害対策）

第 7 条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 [前項](#)の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回、これを行わなければならない。

3 児童福祉施設は、医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、非常災害に対する具体的な計画を、児童福祉施設の職員及び必要に応じ入所している者、利用者又はそれらの保護者に周知しなければならない。

（児童福祉施設内部の規程）

第 18 条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち、必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する者の援助に関する事項

(2) その他施設の管理に関する重要事項

（児童福祉施設に備える帳簿）

第 19 条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第 20 条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第 21 条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所をしている者、その保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、[前項](#)の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施に係る都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は

助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

#### 第 7 章 児童養護施設

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第 54 条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るよう、必要に応じ地域住民、学校等との連携を図りながらこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第 55 条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## 新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市内の放課後児童クラブの設置者が放課後児童健全育成事業を実施し、もって放課後における小学校低学年児童等の健全な育成を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）実施にあたっては、新潟市ひまわりクラブ条例（平成5年新潟市条例第23号）及び新潟市ひまわりクラブ条例施行規則（平成5年新潟市規則第45条）によるものと同等の内容を実施することとする。

### (事業実施者)

第3条 事業を実施できる者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないものとする。

- (1) 私立幼稚園運営者
- (2) 私立保育園運営者
- (3) 社会福祉施設運営者
- (4) 地域コミュニティ協議会
- (5) 保護者会その他の任意団体
- (6) その他特に市長が必要と認めるもの

### (利用対象児童)

第4条 本事業が利用できるのは、昼間保護者等のいない家庭の小学校1年生から3年生までの児童で事業の実施施設と同一又は隣接の学区内の小学校に通学しているものとする。

### (事業の実施)

第5条 事業の実施にあたり、事業実施者は次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事業を担当する職員を配置すること。
- (2) 児童の受入れのための施設及び設備を確保すること。
- (3) 児童の健康状態の把握、安全確保及び情緒の安定に努めること。

(利用の手続)

第6条 事業の利用の申込みは、事業を利用しようとする保護者が事業実施者に対し行うものとする。

- 2 事業実施者は、前項の申込みを受けたときは、その可否を決定し当該保護者に通知するものとする。
- 3 事業の利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を事業実施者に届け出なければならない。
- 4 事業実施者は、児童又はその保護者が保育上の指示に従わない場合その他必要と認めた場合は、その利用を取り消すことができるものとする。

(利用状況報告)

第7条 事業実施者は、毎月10日までに前月の利用状況を報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、事業実施者に対して予算の範囲内において別に定めるところにより事業を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(費用負担)

- 第9条 事業実施者は、事業を利用する保護者に利用及び飲食物費等に係る費用負担を求めることができるものとする。
- 2 利用に係る費用の額は、別表のとおりとする。ただし、飲食物等に係る費用の額及び負担方法等については、事業実施者が定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(生活保護等受給者に関する特例)

2 平成25年7月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「生活保護等受給者」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であった者に係る第5条第1項の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱中第1条から第9条、別表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える改正規定及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成25年8月1日から施行する。

2 改正後の第1条から第9条、別表備考2及び同表備考3の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第9条第2項関係）

区分		利用料（児童1人につき）					（単位：円）
		児童の保護者が生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合	児童の保護者の前年度分市民税が非課税である場合	児童の保護者の前年度市民税の所得割の額が、1万円未満である場合	児童の保護者の前年度市民税の所得割の額が、1万円以上23万5千円未満である場合	児童の保護者の前年度市民税の所得割の額が、23万5千円以上である場合及び課税証明書等の提出がない場合	
通年利用者	（月額）	0	2,300	3,450	4,600	6,900	
長期休業期間のみの利用者	4月中の休業期間（4/1 - 4/4）	0	400	600	800	1,200	
	7月中の休業期間（7/25 - 7/31）	0	560	850	1,130	1,700	
	8月中の休業期間（8/1 - 8/31）	0	2,300	3,450	4,600	6,900	
	12月中の休業期間（12/24 - 12/28）	0	460	700	930	1,400	
	1月中の休業期間（1/4 - 1/7）	0	400	600	800	1,200	
	3月中の休業期間（3/24 - 3/31）	0	660	1,000	1,330	2,000	

※長期休業期間とは、新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第7条第1項に定める夏季休業日等をいう。

備考

- 1 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とする。
- 2 この表に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）があるときは当該扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額を、旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは当該特定扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 保護者が母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第25条第7号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税額に基づいて利用料の一部を免除するものとする。

## 新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市内で放課後児童健全育成緊急対策事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、補助金を交付するにあたり、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の対象となる事業者は、新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に規定するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、事業の実施に係る経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 指導員人件費
- (2) 事務費
- (3) 修繕費
- (4) その他放課後児童クラブの運営に必要な経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、児童1人につき別表に定めるとおりとする。

- 2 利用者の利用料の額が実施要綱別表の児童の保護者の前年度市民税の所得割の額が23万5千円以上である場合及び課税証明書等の提出がない場合の区分の利用料の額に満たない場合は、その差額を補助する。

(補助金の概算払)

第5条 市長は事業の遂行上必要があると認めた場合は、補助金の概算払を行う。

(補助金の交付決定の取消し)

第6条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。



(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分		補助金額 (単位：円)	備考
通年利用者	月額	8,800	
長期休業期間のみの利用者	4月中の休業期間	1,530	4/1~4/4 4日間 8,800×1,200/6,900
	7月中の休業期間	2,170	7/25~7/31 7日間 8,800×1,700/6,900
	8月中の休業期間	8,800	8/1~8/31 31日間 1月分
	12月中の休業期間	1,790	12/24~12/28 5日間 8,800×1,400/6,900
	1月中の休業期間	1,530	1/4~1/7 4日間 8,800×1,200/6,900
	3月中の休業期間	2,550	3/24~3/31 8日間 8,800×2,000/6,900

※長期休業期間とは、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第7条第1項に定める夏季休業日等をいう。